

医療的ケア児支援関係機関協議会の設置について

1 経緯

医療技術の進歩等を背景として、日常的に人工呼吸器、たんの吸引、胃ろう等の経管栄養等の医療を要する障害児（以下「医療的ケア児」という。）を対象に、地域生活を継続するための支援の充実が、一層求められている。

平成28年6月に一部改正された児童福祉法において、地方公共団体に対し、医療的ケア児が心身の状況に応じ、地域で適切な支援が受けられるよう保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行う体制の整備に関し、必要な措置を講じるよう努めることが定められた。

本区においても、本年3月に改定した目黒区実施計画、目黒区保健医療福祉計画及び目黒区障害者計画に医療的ケア児支援関係機関による協議会の設置を新規事業として掲げているところである。各計画に基づき、今年度から医療的ケア児支援関係機関協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 主な協議内容

- (1) 医療的ケア児の支援関係機関による連絡調整及び情報共有
- (2) 医療的ケア児の支援に係る地域ネットワーク及び連携体制の構築
- (3) 地域における理解促進及び啓発活動の取組

3 委員の任期及び構成

委員の任期は2年とし、学識経験者、保健医療、障害福祉等の各分野で構成

学識経験者	2人	大学教員
保健医療機関	3人	医師及び訪問看護ステーション
障害福祉関係機関	3人	児童発達支援センター、相談支援事業所及び居宅介護事業所
障害者団体	2人	障害者団体懇話会及び重複障害児者家族会
医療的ケア児の家族	2人	未就学児及び就学児の保護者
教育機関	1人	都立特別支援学校
区関係所管	6人	障害福祉課長、保健予防課長、碑文谷保健センター長、子育て支援課長、保育課長及び教育支援課長
合計	19人	

4 今後の予定

- | | | |
|-------|-------|------------|
| 平成30年 | 6月18日 | 第1回 協議会 |
| | 12月頃 | 第2回 協議会 |
| 平成31年 | 2月頃 | 区民向け講演会の開催 |

以上